

～ふるさと納税制度～ どがなかな大田ふるさと寄附金

大田市は、世界遺産の石見銀山遺跡をシンボルに、産業、歴史、文化、自然など豊富にある地域特性を生かしながら、魅力あるまちづくりに一生懸命に取り組んでいます。

「生まれ育った懐かしい大田市に貢献したい」、「大田市出身ではないけど、応援したい」という、熱い思いを、ふるさと寄附金を通して実現してみませんか。

多くの大田市ファンの皆様からのご寄附をお待ちしています。

◆ ふるさと納税制度とは

ふるさとに直接納税するのではなく、地方公共団体に寄附をした場合に、その一部が所得税・個人住民税から控除される制度です。寄附金のうち、2,000円を超える部分について、所得税と住民税から一定の限度まで全額控除されます。また、別途申請（ワンストップ特例申請）をすることで確定申告が不要となります。

◆ 寄附金の活用方法

「まちづくり推進基金」として積み立て、「定住促進」「参画と協働によるまちづくり」「石見銀山のまちづくり」「文化・芸術・スポーツの振興」などの取り組みに活用させていただきます。

◆ 寄附の申し込み方法

書面またはインターネットからのお申し込みができます。

インターネットをご利用の場合はクレジットカード決済が可能です。

書面での申出をご希望の方は申出書等をお送りいたしますので、ご連絡ください。

「ふるさとチョイス」大田市ページよりお申し込みいただけますので、ぜひご利用ください。



ふるさとチョイス 大田市 検索

◆ 寄附に対するお礼

大田市へ寄附をされた方に対して、感謝の気持ちとして、「お礼状」と「世界遺産石見銀山招待券」（石見銀山世界遺産センターなどの入場無料券）を進呈します。

さらに10,000円以上の寄附をされた方に、お礼の品としておおだの魅力ある特産品を進呈します。

（お礼の品は「ふるさとチョイス」大田市ページよりご確認ください。）

※地元企業から直接送付するため、寄附者の住所・氏名・電話番号を当該地元企業に提供することになります。その旨をご確認ください。

【お問い合わせ・お申し込み】

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 大田市役所政策企画部まちづくり定住課
TEL：0854-83-8029 FAX：0854-82-5885

大田市は第3回日本「住みたい田舎」ベストランキング総合1位（宝島社認定）

（※平成30年4月1日現在の情報です）